

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A銀行に雇用され、B所在の同行C支店（以下「事業場」という。）の銀行員として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、「Dマラソン大会」（以下「本件マラソン大会」という。）の10Kmの部に参加したところ、レース中に倒れ、E病院に救急搬送され、同年〇月〇日、直接死因「熱中症、横紋筋融解症」により死亡した。

請求人は、被災者は支店長からの再三の誘いにより本件マラソン大会に参加したものであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件マラソン大会を含む運動競技会に出場中の災害の業務上外の認定については、他の災害と同様に、運動競技が労働者の業務行為又はそれに伴う行為として行われ、かつ、労働者の被った災害が運動競技に起因するものである場合に業務上と認められ、運動競技に伴い発生した災害であっても、それが恣意的な行為や業務を逸脱した行為等に起因する場合には業務上とは認められないものと解するのが相当であり、当審査会としても、366号通達を妥当なものと考えことから、以下に検討する。
- (2) 請求人らは、被災者が本件マラソン大会に出場したのは、上司である支店長の命令によるものであって、その参加強制の程度が極めて強いものであるから、業務遂行性が認められるべき旨主張する。
- (3) しかしながら、本件の一件記録を精査するも、①決定書理由に説示するとおり、本件マラソン大会には、主催者等からの参加要請、事業場としての参加命令、賃金の支払、代休の付与及び費用の支給等はなく、また、宣伝目的であったものとも判断できないこと、②請求人と事業場関係者との面談記録等からは、支店長が25名中10名に声かけを行い、うち参加したのは2、3名であったとされていることからすると、本件マラソン大会への参加が強制されていたとまでは言えないこと等に鑑みると、当審査会としても、本件マラソン大会への参加が、被災者の業務行為又はそれに伴う行為であるとは認め難く、業務遂行性は認められないものと判断する。

なお、請求代理人が、意見書において、実地調査復命書及びF医師の面接聴

取書における本件マラソン大会当日の気候等に係る事実認定は誤りである旨述べているところ、当審査会としても、請求代理人の同意見は妥当なものと思料するが、これは上記判断を左右するものではない。

(4) 請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記(3)の判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。